

新型コロナウイルス感染症にかかる 検査体制について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制と役割

種別	対象者	対象施設	検査場所	検査方法
行政検査	<ul style="list-style-type: none"> ・症状を有する等、感染が疑われる者 ・濃厚接触者又は接触者 	/	自院	PCR検査 抗原定量検査 抗原定性検査
			民間検査機関	PCR検査
			保健環境研究所	PCR検査 抗原定量検査
			保健環境研究所 ※バックアップ機関 医療機関：14機関 民間検査機関：1社	PCR検査 抗原定量検査
			民間検査機関：1社	PCR検査
社会的検査	無症状の施設従事者	5月～8月 入所系高齢者・障害福祉施設 9月～11月 入所系・通所系障害福祉施設	民間検査機関 (2社)	PCR検査
無料PCR検査事業	無症状の県内居住者、又は 県内就業・就学者	/	民間検査機関 (1社)	PCR検査
抗原定性検査キット 配布事業 (国事業)	施設従事者 ※医師が必要と認めた場合	医療機関 高齢者施設	対象者本人	抗原定性検査
	施設従事者 ※医療機関を直ちに受診できない 場合等、やむを得ない場合に限る	保育所等 その他		
抗原定性検査キット 配備事業 (県事業)	体調に変化や不安を感じた 従業員	外国人労働者を5人以上雇用する 県内事業所	対象者本人	抗原定性検査

社会的検査の実施

- ◆感染者の早期発見、感染拡大の未然防止のため、重症化・クラスターのリスクが高い施設等の従事者を対象に、令和3年5月から社会的検査（PCR検査）を実施
- ◆障害福祉施設を対象に令和3年9月から実施している現在の社会的検査は、当初の計画どおり11月30日をもって休止するものの、今後の感染状況に応じて速やかに再開

5月
から
8月

- 対象者：入所型高齢者施設及び障がい者施設の従事者
- 地域：8市5町（桑名・鈴鹿・津・伊賀及び四日市市保健所管内）
（2週に1回（まん延防止措置等期間中は週1回）の頻度で実施）
- 検査実施期間：令和3年5月20日～8月31日
- 検査実施状況：534施設（延べ133,240人）
- 陽性者：11施設11人（0.008%）

9月
から
11月

- 対象者：障害福祉施設（入所・通所型）の従事者
- 地域：県内全域（2週に1回の頻度で実施）
- 検査実施期間：令和3年9月1日～11月30日
- 検査実施状況：389施設（延べ26,260人）
- 陽性者：1施設1人（0.004%）

※令和3年11月25日時点

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた無料PCR検査事業

目的

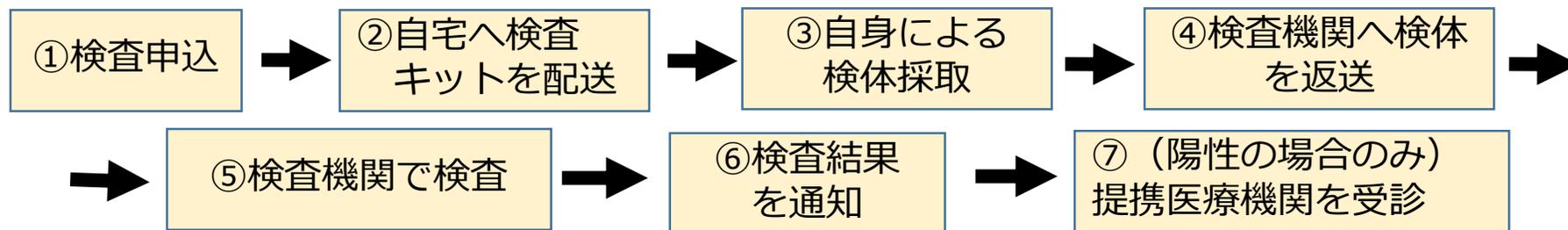
- ◆ 県民の不安解消、感染者の早期発見、感染拡大防止を図るとともに、検査結果等を調査・分析することにより、今後の感染症対策に活かす

事業概要

- 対象者：県内に居住又は就業・就学している**無症状**の方
- 検査方法：唾液を用いたPCR検査
検査件数12万件(2,000件/1日 × 60日)
- 検査費用：無料
- 申込期間：令和3年10月11日(月)～令和3年12月10日(金)
- 申込方法：インターネット申込(FAX,郵送,商業施設設置ブースでも申込受付)



検査方法



周知啓発

- 県内の商業施設・主要駅等を巡回してブースを設置し、感染症対策の啓発を行うとともに、事業の周知・案内を実施

実施状況

(11/28時点)

申込数 15,203件、検査件数 7,819件、陽性数 1件

⇒実施状況やニーズ等を踏まえ、申込期間の延長や実施方法の変更について検討中

抗原定性検査キットの活用

- ◆ 軽度でも症状が現れた場合などに、早期発見・感染拡大防止の観点から検査キットを活用
- ◆ 令和3年11月、デンカ株式会社製造のクイックナビが一部自主回収となり、国・業者と対応実施

国実施事業

医療機関や高齢者施設等

- 対象施設：医療機関（病院、有床診療所及び診療・検査医療機関）
高齢者施設等（高齢者施設、障がい者施設）
※医師が常駐している施設（介護老人保健施設、介護医療員）
※配置医師又は連携医療機関と連携する体制があり、医療従事者か厚生労働省指定の研修を受講した職員がいる施設
- 検査手法：抗原定性検査（鼻咽頭又は鼻腔ぬぐい液）
- 検査対象：症状が現れた場合など、医師が必要と判断した従事者
（医療機関・高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合）

1,268機関に配布
R3.11.26現在

児童福祉施設

- 対象施設：児童福祉施設（保育所、放課後児童クラブ等）
※医療機関との連携があり、かつ厚生労働省指定の研修を受講した職員がいる施設
- 検査手法：抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）
- 検査対象：医療機関を直ちに受診できない等、やむを得ない従事者

475機関に配布
R3.11.26現在

県独自事業

- 対象事業所：外国人労働者を雇用する県内事業所610カ所
（5月12日付で三重労働局が感染症拡大防止対策の呼びかけとアンケートを実施した事業所）
- 検査手法：抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液 ※自己採取可能）
- 検査対象：職場における日々の健康管理の中で
体調に変化を感じた従事者、不安がある従事者

311社に配備
R3.11.26現在

R3.11追加配備
し、事業延長

早期発見により感染拡大を防止

ワクチン・検査パッケージ制度の概要

- ◆ ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、行動制限を緩和
- ◆ 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を対象に、ワクチン・検査パッケージ等の検査を無料化

(11/19基本的対処方針)

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等

令和4年3月末まで予約不要、
無料実施できるよう、各都道府県にて実施体制を準備

ワクチン・検査パッケージ

ワクチン接種歴

- ・ 2回接種完了及び2回目接種日から14日以上経過していること
- ・ 市町の発行する予防接種済証等で確認（画像等の確認でも可）

検査結果の陰性

- ・ PCR検査等又は抗原定性検査の検査結果が陰性であること
- ・ 検査実施者が発行する結果通知書等により確認
- ・ 有効期限は、PCR検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検査日より1日以内

行動制限の緩和

飲食店

第三者認証制度の適用事業者に限り、人数制限を緩和

イベント

「感染防止安全計画」を策定し都道府県の確認を受けた場合、収容定員までのイベント開催可能

移動

不要不急の都道府県をまたぐ移動について、国として自粛要請の対象に含めない